



1 はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、解決が困難な事案につながるおそれのある深刻な問題です。

いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性があります。また、いじめを受けた子どものみならず、いじめを行った子ども、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見てみぬふりをしたりした子どもを含むすべての子どもの心身の健全な発達の大きな妨げとなります。

いじめによって子どもが辛く悲しい思いをすることがないようにするためには、子どもを取り囲むすべての大人が「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、役割と責任を自覚し、いじめ問題に取り組むことが大切です。そのため、いじめ問題への取組は、長野県が社会全体で取り組むべき重要な課題です。

ここに、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定します。この基本的な方針をもとに、すべての児童生徒が毎日安心して学習やその他の活動ができるよう、学校や家庭、地域その他の関係者が連携し、いじめ問題への取組を計画・立案、展開いたします。具体的には、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容等を「山辺小学校いじめ防止基本方針」として定めます。

2 いじめとは

(1) いじめの認知

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm）」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして複数の教員で行います。そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要です。その際、「いじめ」という言葉でくくことなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけることが重要です。

(2) 見えにくいいじめ

いじめの行為の代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などです。これらは行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」、日常的によくあるトラブルです。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、精神的に追い込まれていくことがあります。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、犯罪行為として取り扱われるべきものにエスカレートしていく危険性もあります。

いじめは、大人の目につきにくいように行われることが多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいてもふざけや遊び、よくあるトラブル等と判断して見逃してしまったりすることもある

山辺小学校いじめ防止基本方針 2

ります。さらに、「いじめは簡単には解決されない」、「解決が不十分だとよけいにいじめがエスカレートすることもある」と生活経験から感じている児童生徒もおり、自分からいじめを訴えないこともあります。

いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見えるようにしていくことが必要です。

(3) いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられます。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合があります。

- ・ 児童生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえていない。
- ・ 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちににくい。
- ・ 心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちににくい。

そのため、児童生徒を取り巻く状況等を多方面から探り、気持ちを読み取るようにすることが必要です。そうすることが日常的な未然防止にもつながります。また、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるといった事案に対する対策も急務です。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの多くは学校で発生するため、まず、学校や教育委員会が取り組むべき教育課題です。しかし、いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせません。児童生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人がかかわり、社会全体で児童生徒を見守っていくことがいじめ防止につながります。

(1) いじめの未然防止

いじめが発生してから対応するという考え方ではなく、未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校づくりを進めます。そのために次のような視点を大切にします。

- ① 児童生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もない」ことや、命の尊さをについて理解を促す。
- ② 児童生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ③ 児童生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導する。
- ④ 児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。
保護者や地域では、学校の取組を理解し、日常的な家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて子どもたちを見守り、関わっていくことが大切です。

(2) いじめの早期発見

学校、家庭、地域の大人が連携して児童生徒を見守り、いじめを見逃さないようにします。次のような点を大切にして、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をします。

- ① 「いじめは見えにくい」ということを認識し、児童生徒のささいな変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知する。
- ② 学校は、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ③ 相談しやすい環境をつくるために、教職員と児童生徒・保護者の信頼関係の構築をはかるとともに、児童生徒が相談することの大切さに気づけるようにする。
- ④ 学校は地域に開かれた学校づくりを進める。また、地域では学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。

(3) いじめに適切に対応

いじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をします。また、学校の取組の充実を図り、指導の効果を十分にあげるためには、保護者の理解と協力が欠かせません。

さらに、事案によっては、心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携も行います。

4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

教頭、人権教育主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任等（必要に応じて PTA 会長に出席を依頼する）からなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、定例で開催する。

なお、急を要する場合等には、該当学級担任を含む小委員会を開催することもある。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

毎月の職員会議にて、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

5 いじめの重篤化を防ぐためのマニュアル～「長野県いじめ対応マニュアル」より～

<次ページより>

3 いじめの未然防止の視点 (P2)

4 いじめへの対応 (P3～P5)

①早期発見

②学校内の情報共有

③いじめの事実確認⇒学校いじめ防止対策組織で判断

④被害者・加害者等への支援・指導

5 「いじめの重大事態」について (P7)

いじめの重篤化を防ぐために

長野県教育委員会

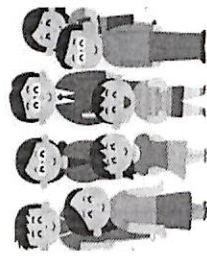
1 はじめに

平成 23 年に滋賀県大津市で中学 2 年生の男子生徒がいじめを苦に自ら命を絶つという痛ましい事件が発生して 10 年以上が経ちます。この事件をきっかけに「いじめ防止対策推進法」が成立し、いじめを受けた児童生徒が不登校となったり、生命や心身等に重大な被害が生じたりした疑いがある場合を、「重大事態」と定義されました。学校や教育委員会は、事態に対処するとともに、同様の事態の発生防止のための調査を行うことが盛り込まれました。

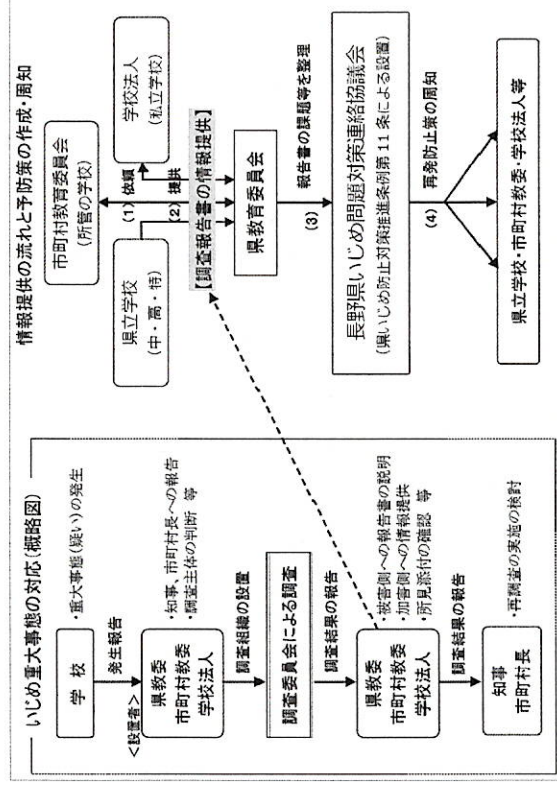
本県では「長野県いじめ防止対策推進条例」「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、よりきめ細かないじめの認知、適切ないじめへの対処等の取組を積極的に進めてきています。また、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、すべての子どもが安心して生活できるよう、未然防止や早期発見の取組、組織的な対応等に取り組んでいるところですが、残念ながら、全国的には、重大事態の発生件数は増加傾向にあり、いじめを重篤化させない対策が必要とされています。

2 本マニュアルについて

本県では、市町村教育委員会等の協力を得ながら、長野県いじめ問題対策連絡協議会において、いじめ重大事態の調査報告書の提言等から予防策を検討し、いじめの重篤化を防ぐための方策として、「長野県いじめ対応マニュアル～いじめの重篤化を防ぐために～」を作成しました。本マニュアルでは、すべての教職員が参考となるよう、いじめへの対応に沿って重篤化を防ぐ留意点を示しました。



本マニュアルを活用し、全ての子どもたちが安心して安全な学校生活を送ることができるよう取り組んでください。



3 いじめの未然防止の視点

いじめの重篤化を防ぐためには、「いじめの起きにくい学級・学校づくり」等、日常の未然防止の取組がベースとなります。

取組

＜いじめの起きにくい学校・学級づくり＞

○「学ぶことの楽しさやよさを感じる学習、実感をともなった学習」に向けた日々の授業の充実

▶ 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善と学習内容の確実な定着を図る。

○児童生徒が主体的に取り組む活動の位置付け

▶ 児童生徒が相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができコミュニケーション活動を設定する。

▶ 他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚：「**自己有用感**」が育まれるよう活動を工夫する。

(参考)・国立教育政策研究所 生徒指導リーフレット leaf18 『自尊感情』? それとも『自己有用感』?」 <http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf18.pdf>

・長野県教育委員会「子どもの自己有用感を育むリーフレット」 <http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/shiryo/ichiran.html>



個々の「自己有用感」が育まれることで、安心感や一体感が得られることから他者を攻撃する可能性が低くなり、誰もが安心できる集団へ。いじめが起きにくい集団へ。



＜「いじめは絶対に許さない」という姿勢＞

○教職員の姿勢

▶ 「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もない」という意識を強くもち、いじめ防止等に関する学校の考えや取組等を保護者や地域へ発信する。

▶ すべての教職員が常に人権感覚を高める努力をし、多様な子どもの価値観を理解するとともに、子どもの人権を尊重する。

○人権教育の充実

▶ いじめは当事者間だけの問題ではなく、集団として解決していく課題であることを伝え、「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり。決して許されるものではない」ことを法的な面からも指導する。

▶ 一人一人の違い（多様性、価値観）を互いに認め合えるよう指導する。

▶ 人権擁護委員や人権講師による人権教室等を開催し、様々な人の思いに触れる。

○保護者との連携

▶ 子どもの成長した姿や活躍した姿、さらに伸ばしたい点等について日頃から保護者に伝え、子どもの状況を共有する。

▶ 学級学年 PTA や学級学年通信等で、学校のいじめ防止の取組を周知し、いじめ問題への意識を高める。

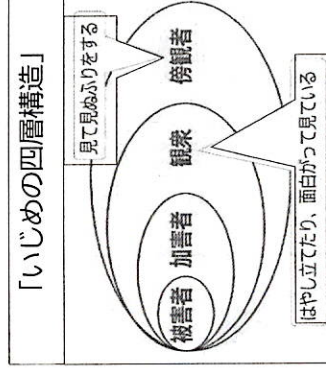
(参考) 家庭向け「いじめ対応」リーフレット

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/shiryo/documents/25ijimeminogasanai.pdf>

＜児童生徒のいじめ防止等のための主体的活動の支援＞

○児童生徒による、「自他の人権を守り、お互いを大切にする活動」等をサポート

(例) いじめをテーマとした児童生徒集会、SNS の正しい使い方 (ルール作り) についての話し合い 等



4 いじめへの対応

取組		重篤化を防ぐための留意点
① 早期発見	様々な方法で、子どもの変化をキャッチすることが重要 ＜教職員による情報収集、気づきの感を高める＞ ・毎日の観察や声掛けによる反応など、信頼関係を築きながら児童生徒の些細な変化をとらえる。 ・児童生徒に対し「思い込みをしていないか、SOSを見逃していないか」等を常に振り返る。 ・児童生徒の連絡帳や生活記録、保護者とのやり取り等から、気になった情報は記録する。 ＜アンケートの実施・活用＞ ・児童生徒の実態や発達段階に配慮した内容・方法（記入場所や回収方法等）になっているか点検し、工夫をする。 （工夫例）・記入が見えない席の間隔 ・無記名や封筒に入れた回収 ・落ち着いて回答できる環境や時間帯の設定 ・欠席者や不登校児童生徒への配慮 ・一人一台端末の活用 など ・学校生活満足度（Q-U）、適応感についての把握（アセス）の結果も活用する。 ・アンケートと個別面接を組み合わせた取組により、子どもとの信頼関係を築くことも有効。 （参考）「学校生活アンケートと5分間シヨート面接」（http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/shiryo/ichiran.html） ＜相談しやすい体制の整備＞ ・教師と子どもが向き合う時間等を設けるなどして、気軽に相談できる体制をつくる。 ・学級内の様々な出来事を担任一人に任せることなく、また担任は一人で情報を抱え込むことなく、複数の目で様々な角度から児童生徒の様子を把握する。 ・いじめに関する相談の中には、担任には言いづらい子どももいることから、スクールカウンセラー等との相談方法や学校外の相談窓口など、複数の相談先があることを伝える。 ・「SOSの出し方に関する教育」の実施により、身近にいる大人等にSOSを出しやすい環境づくりに取り組む。 ・相談窓口の案内は、校内掲示や家庭への資料配布、学校ホームページやタブレットのデスクトップへの掲載など、様々な方法で周知する。 ＜家庭との連携＞ ・保護者からの訴えが、いじめの疑いの段階であっても真摯に受け止める。 ・保護者からの訴えがあった場合は、当該児童生徒の状況と周辺児童の様子や関係性について感度を上げて見守る。 様々な方法でキャッチした子どもの変化を、組織で共有することがいじめの早期発見につながります。	 ◆いじめを継続的・組織的に見守っていくため、年度当初には「指導記録」や「個別支援シート」等から、過去のいじめの情報を、学年会や校内いじめ防止対策委員会等で共有しておくこと。 ◆いじめの早期発見のためには児童生徒のアンケート等が重要な資料となる。アンケート等の記録は、文書管理等の規程に基づき適切に保存すること。 ◆表面化しにくいいじめを見つけるため、いじめはどこにでも起こり得るものとして、相談を行う際には、教師は児童生徒に寄り添う姿勢をもつこと。 ◆家庭との連携を図るためにも、保護者からのいじめ（疑いを含む）の訴えがあった場合は、管理職も対応できるような状況を情報共有しておくこと。

	取 組	重篤化を防ぐための留意点
② 学 校 内 の 情 報 共 有	いじめか否かは『組織』で判断する ➡ 「子ども同士のトラブル」や「いじめの疑い」であっても、情報はすべて「学校いじめ防止等の対策のための組織」に報告し判断する ＜情報のとらえ方＞ ・「些細なトラブルだから、いじめではない」等の判断により、情報が共有されずに、いじめが重篤化することがある。組織での判断がなされるためには、情報のとらえ方において思考の転換が必要。 「人間関係のトラブルだろう」 「保護者が大げさにとらえているだけ」 「担任がすぐに解決できるだろう」 思考の転換 ○「いじめかもしれない」 ○「見えないところではいじめが行われているかも」 ○「組織で情報共有しておこう」 ○ 早期発見・早期対応につながる ✕ 情報が届かない 学年会、教務会、生徒指導係等、校内でのチーム等での対応 ＜情報共有の方法＞ 発見者（把握者） 初期対応 学年会・教務会・教科会等 学年主任・教務主任・生徒指導主事等 いじめ対策チーム いじめ対応の中核になる職員で構成 実施。 ※いじめ対策チームの集約担当は仮判断を 学校いじめ対策組織 学校いじめ対策組織を招集 緊急性:高 いじめ対策チームで対応 緊急性:中 記録のみ行い、担当で対応 緊急性:低 ※はじめは③と判断しても、その後①になることもあため、記録に残しておくことが重要 ＜情報の記録＞ ・いじめと判断してからの記録では、改善に役立てることは困難。いじめか否かが判断される前の段階から記録を残す。 ・いじめの指導等に関する記録（いつ、誰が、誰に対して、どんなことを等）を、いつでも組織的に情報共有するための様式を用意。 参考様式：国立教育政策研究所作成（R3,11）「いじめ等対応記録ツール」 ➤ 追記が可能で記録の蓄積ができ、「児童生徒の問題行動等」調査用データの自動集計もできる。 https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/sien/sien03.html 生徒指導支援資料7「いじめに取り組む2」	◆ 仲良しグループでよくあるトラブルであっても、児童生徒の思いや訴え等を聞き取る機会を積極的にもち、その情報を組織で共有すること、多くの目で見守る態勢をつくること。 ◆ いじめについて組織的に対応するために、メモ等含め詳細な記録を残しておくこと。 ◆ 対策組織での速やかな判断が難しい場合は、いじめへの対応が遅れないようにするために、集約担当による仮判断を行うこと。 ◆ 聞き取りの内容を整理し、指導内容を検討するために、いじめの指導等に関する記録を一元化してまとめておくこと。

	取組	重篤化を防ぐための留意点
③ いじめの事実確認  学校いじめ防止対策組織で判断	事実確認にあたっては、確認する内容や方法等について職員で共有し、聞き取りの結果の突き合わせを行い、正確な記録を残す <聞き取りについて> ・教師の基本的な姿勢：起きてしまいたいじめ（疑いも含む）の解消に向けて、出来事を思い出して整理することを目的に行う。困っていることがあると聞いた、困っている人がいるようだ、教えてほしいという姿勢を伝えて聞き取りに入る。 ※詳細は別紙「聞き取りシート」参照 ポイント 1 事実のみを聞き取ることに注力する。  「話を聞くと呼ばれたのに、質問ばかりで最後はあなたも悪いと決めつけられた…」 ☞ 教師の仮説に適合するような質問を行わない。×「あなたが悪口を言ったんだよね」「そうではないよね」 ・子どもの思いを十分聴き取れず、「言った、言わない」などの聞き取りに陥り、事実確認が困難になる 2 聞き取る側のスタンスを公平なものにする。  加害者「被害者側の話ばかり聞いて、自分たちの話はちゃんと聞いてもらえない！」 ☞ より正確に事実を把握するためには、加害者とされている子どもの状況や思いを聞くことが重要（暴力が伴わないいじめは特に） ・加害の子どもが指導に納得せず、後にいじめを潜在化させ、さらに重篤化してしまうこともある ※聞き取りのつき合わせの結果、状況の相違があった場合は、周囲の状況等わかる児童生徒にも聞き取りを行う。 「学校いじめ防止対策組織」でいじめおよび重大事態の判断を行い、指導体制、指導方針を決定する。	◆ 事実確認が正確にされない状況では、被害・加害ともに指導が困難となるため、適切に聞き取りを行うこと。 ・「聞き取りシート」を活用 ・聞き取り担当と記録担当の複数で聞き取る。 ・人員不足のときは、本人の許可を得て録音することもある。 ・聞き取りを行う際は、被害・加害に関わらず、落ち着いて話ができる環境等の配慮をする。 ・聞き取った内容に関わる「現場での確認」や「証拠となる物品、ネット書き込み等の場合はスクリーンショット等を保存。 ◆ 聞き取った記録は指導の際に重要な資料となるため、聞き取りシート等の記録用紙の保管は、文書管理等の規程に基づき適切に保存すること。 ◆ 対応の遅れ等により学校の信頼を失う結果とならないよう、疑いの段階でも躊躇せず、重大事態として判断して対応すること。

④ 被害者・加害者等への支援・指導	取組	重篤化を防ぐための留意点
被害児童生徒・保護者が不安や孤立感を持たないように、安心して生活できるように支援・ケアする 加害児童生徒には当事者意識を持たせ、かつ疎外感を持たないように指導・ケアする	＜被害児童生徒への支援・ケア＞ ・つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る ・学校全体で解決していく姿勢を示す ・定期的に面談を行い、いじめの状況を確認 ・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）による心理面等のサポートを行う  ・正確な事実関係、支援の方針について伝える ・保護者の意向をふまえ、その後も定期的に連絡を行い、学校での状況を伝える ・保護者のつらい気持ちを受け止め、必要に応じSCやSSWとの面談でサポートに努める ＜加害児童生徒への指導・ケア＞ ・被害者のつらく悲しい思いを伝え、よりよい解決につなげようとする思いをもたせる ・全職員で加害者を見守り、被害者との関係性の改善に努める ・イライラのはけ口が、いじめ行為としてあらわれる場合がある。SOSのサインとして受け止め、背景にも目を向け、SCやSSWの支援も必要に応じて実施 ・加害者が孤立しないように配慮  ・正確な事実関係、指導の方針について伝える ・その後も定期的に連絡を行い、学校での状況を伝える ・子どもの変容を伝え、家庭での関わり方など助言する  ・いじめを正当化したり被害感情を持つ児童生徒には、多様な背景があることを配慮し、指導・支援する。 ※一時的な措置として、被害者（加害者）が教室以外の場所で生活するような時には、心のサポートや学習保障を確実に行う。また、日々の気持ちを受け止める時間を確保し、自らが毎日どう感じていたか、教師は被害者（加害者）の日々の気持ちを受け止めることに努める。 ＜学級、学年、全校児童生徒への指導＞ ・「いじめは決して許されない」という姿勢を示す ※いじめの加害者へのいじめにつながらないように配慮 ・聞き取り等いじめの解消のため協力をしてほしいことを伝え、教職員と児童生徒が一体となって取り組む ・当事者間だけの問題にとどめず、必要に応じていじめを抑止するための行動ができるよう周囲に働きかける	◆いじめの対応は、被害・加害ともに児童生徒や保護者への丁寧な対応が必要なため、役割分担をしたチームで対応すること。 ◆謝罪における留意点 ・被害・加害両者の事実の認識が合致していること ・いじめの背景も含め両者の思いを丁寧に把握していること ・謝罪をした時点で「いじめの解消」としないこと ➢「いじめ解消」とは、以下2つの要件を満たすこと ・いじめに係る行為が3か月を目安に止んでいる ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない ◆いじめの背景に発達上の特性や家庭的な課題が影響している場合は、丁寧な対応が必要なため、いじめの指導だけでなく、SCやSSWによる支援につなげることを。

⑤ 関係機関等との連携

地域の関係機関と連携し、積極的に専門的な見地からサポートをうける

＜地域における関係機関等との連携＞

・ いじめ対応関係機関 一覧表の作成 (例) ※地域の実情に応じて関係機関等の内容は変わります。

- 事前に連携する機関と連絡を取り、協力体制を構築しておく。
- 指導・支援中でも関係機関に相談し、専門的見地から積極的にサポートをうけることで、重篤化を防ぐことにつながる。

	関係機関	所在・連絡先	担当・氏名	特徴
教育機関	〇〇町教育委員会		係長 〇〇〇〇 指導主事□□□□	フットワーク軽く学校に来てくれる。
	スクールカウンセラー		〇〇SC	心理的ケア、医療連携
	スクールソーシャルワーカー	〇〇教育事務所 0263-40-XXX	〇〇SSW	福祉支援、保護者サポート、医療連携
福祉機関	教育事務所		学校教育課	重大事態発生時の対応相談
	〇〇町子育て支援センター		〇〇保健師	保護者へのサポート
	児童相談所		地区担当〇〇	虐待や家庭問題への調査や支援機関
	保健福祉事務所		担当〇〇	母子福祉サポート
その他	民生児童委員		主任児童委員〇〇	地域での家庭支援
	PTA		PTA会長〇〇	PTAからの支援
	学校ボランティア			校内見守り支援が可能
	〇〇警察署		生活安全課〇〇	対応相談(暴力、ネット等)
	法務局		人権擁護委員	人権擁護の視点からの助言
	〇〇病院 (発達相談等)			学校・家庭と連携した取組

学校いじめ対策組織の一員として、地域の関係機関からの参加を検討すること。

5 参考 「いじめの重大事態」について

全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解し、いじめの対応にあたる必要があります。

◆「いじめ防止対策推進法」ならびに「(国) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生命心身財産重大事態)
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。(不登校重大事態)
 - 年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査
- ※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

参考となる資料

1 重大事態(疑いを含む)と判断された場合、あるいは児童生徒、保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

学校は設置者への報告→学校又は教育委員会、学校法人による調査→被害者、設置者への調査結果の報告が必要になります。

詳細については下記を参照

- ☐ 文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」H29
 - ※参考 URL https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/___icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf
- ☐ 長野県教育委員会「いじめ防止等のための基本的な方針」H30 改訂
 - ※参考 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/ijime_hoshin.pdf

2 自死等緊急時

- ☐ 文科省「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」H22
 - ※参考 URL https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/___icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf

作成日：令和4年3月

連絡：長野県教育委員会事務局心の支援課

< 山辺小学校 聞き取りシート（調書） >

記入日	月 日 ()	時間	: ~ :
場所			
質問者		記録者	
案件名	について		
聞き取り 相手	年 組	氏名	
①導入 (面接での約束事を行う)			
②自由報告 (事案について児童の方から話をしてもらう)			

③確認質問

- ・ 誰
- ・ どこ
- ・ いつ
- ・ 何
- ・ なぜ
- ・ どのように
- ・ どうした

④おわり 聞き取り相手からの質問や要望を聞く

問題行動の対応チャート

【ねらい】

児童の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルに分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながる。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

